

# 成安造形大学履修規程

平成24年4月1日制定

## (趣旨)

第1条 この規程は、成安造形大学（以下、「本学」という。）における履修方法、単位認定等の取扱について必要な事項を定めるものとする。

## (授業区分)

第2条 授業科目の種類、単位数、授業方法の別は成安造形大学学則（以下、「学則」という。）

第22条別表第1-1、別表第1-2及び別表第2-1、別表第2-2のとおりとする。

2 本学の教育理念および教育目標（学位授与方針）を達成するため、学則第22条別表第1-1、別表第1-2の選択科目を次の各号に指定して開講する。

(1) 指定科目（必修科目に準ずる科目）

領域受講指定科目

学部共通受講指定科目

選択受講指定科目

(2) 選択科目

## (開講科目)

第3条 開講される授業科目及び単位数、開講学期は、原則として年度当初に開講科目一覧表として発表する。

## (履修区分、履修方法)

第4条 芸術学部芸術学科に履修上の区分として、以下の領域、コースを置く。

### 総合領域

総合デザインコース

### イラストレーション領域

メディアイラスト表現コース

キャラクターイラスト表現コース

映像イラスト表現コース

アートイラスト表現コース

### 美術領域

日本画コース

洋画コース

現代アートコース

### 情報デザイン領域

写真コース

グラフィックデザインコース  
映像コース  
情報デザインコース  
空間デザイン領域  
住環境デザインコース  
プロダクトデザインコース  
コスチュームデザインコース  
地域実践領域  
クリエイティブ・スタディーズコース

- 2 領域受講指定科目の履修方法については、1年次は領域別に履修を行い、2年次以降はコースを選択し履修を行うこととする。その他授業科目の履修方法は、別に定める。
- 3 学生が第1項の履修区分を変更する場合は、成安造形大学転領域・転コース規程によるものとする。

(履修登録・履修条件)

第5条 授業科目を履修するために、本学の指定した期間内に履修登録及び登録確認を行わなければならない。

- 2 履修登録していない授業科目については、履修並びに試験を受けることはできない。
- 3 授業科目によっては、前提となる科目の単位修得を履修条件として設定する場合がある。
- 4 学芸員課程に関する科目並びに教職課程に関する科目の履修条件については、別に定める。
- 5 履修人数を制限する科目については、抽選等を行う場合がある。
- 6 各年次において学期別に履修できる単位数は、24単位を上限とする。ただし専門研究課程2年目で授業料減免を申請する場合は、履修できる単位数の上限を12単位とする。
- 7 前項にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、履修できる単位数の上限から除くものとする。
  - (1) 卒業要件に含まない資格科目（学芸員課程に関する科目（必修科目）・教職課程に関する科目（教職に関する科目）・二級建築士受験資格講座科目）
  - (2) 単位互換事業による科目
  - (3) プロジェクト科目
  - (4) 集中講義による科目
  - (5) その他教務委員長が定めた科目
- 8 履修登録を確定した者には、履修科目表を配布する。
- 9 履修登録確定後に科目を取り消す場合は、本学の指定した期間に所定の手続きを行わなければならない。この期間に取消ししなかった履修登録科目は、すべて成績評価される。

(履修の制限)

第6条 履修する科目について履修制限をおこなうことがある。

- 2 履修することができる授業科目は、特に指定のある場合を除き、当該年次に配当されているもの及びそれ以下の年次に配当されているものとする。
- 3 単位を修得又は認定した授業科目については、再度履修することはできない。
- 4 授業時間割において同一時間帯に開講されている授業科目については、重複して履修することができない。

(授業時間等)

第7条 授業時間数は、100分間の授業時間をもって1時限とする。

2 授業は、原則として各学期14回とする。

3 授業科目によっては、集中して行うこともある。その場合も、14週分に相当する学習を原則とする。

(単位計算)

第8条 授業科目の単位計算は、学則第24条の規定に基づく。

(休講・休業)

第9条 本学の行事または科目担当者のやむを得ない事情により休講・休業する場合がある。

2 休講・休業は、原則として学内掲示板等で事前告知するものとする。但し、科目担当者の急な体調不良等による場合は、当日告知する。

3 感染症等(別表1)の罹患者が出た場合、大学全体を休講(登校禁止)することがある。

4 本学に通学するための交通機関のストライキ及び気象警報が発令された場合の取り扱いについては、別に定める。

5 授業開始時間から30分を経ても科目担当者が出講しない場合は自然休講とする。

(補講)

第10条 休講となった授業科目は、授業期間内に補講を行う。

2 やむを得ない事情により補講が設定できない場合は、課題設定等により補完する。

(欠席)

第11条 授業に出席できない場合は、所定の届を科目担当者に提出しなければならない。

(試験)

第12条 試験は、科目担当者が筆記試験、レポート試験、課題作品、口頭試問等により実施する。

(単位認定)

第13条 単位は、授業科目を履修し、その試験に合格した者に所定の単位を与える。

2 他大学等で取得した既修得単位の認定は、別に定める規程による。

3 やむを得ない理由で単位の修得が困難であると科目担当者が判断した場合に、保留該当者として救済措置をとることがある。

4 保留該当者の試験実施については別に定める。

(成績)

第14条 学則第30条に定める成績は「秀」「優」「良」「可」を合格、「不可」を不合格とし、原則として授業参加の程度及び試験等により、以下の基準にしたがって行う。

S(秀) : 90点~100点

学習目標の内容を理解し、修得したものと認められる特に秀でた成績

A（優）：80点～89点

学習目標の内容を理解し、修得したものと認められる優れた成績

B（良）：70点～79点

学習目標の根幹的な部分は理解し、修得したものと認められる妥当な成績

C（可）：60点～69点

学習目標の最低限の理解は得られたものと認められる成績

D（不可）：0点～59点

学習目標の最低限の理解が得られていないと認められる成績

2 成績については、予め学修案内(シラバス)に評価基準と評価方法を明示するものとする。

3 他大学等における既修得単位ならびにプロジェクト科目における修得単位の成績の表記は「(N)認定」とする。

(GPA)

第14条の2 前条の成績を基に、単位あたりの成績評価の平均値をしめすGPA (Grade Point Average) を算出して履修指導に活用し、成績通知書にも記載する。

2 前項のGPAの算出方法については別に定める。

(退学勧告)

第14条の3 第14条の2に定めるGPAが4学期連続して1.0未満の学生には、学長が退学勧告する。

(成績発表)

第15条 履修した授業科目の成績は、原則として各学期の履修登録期間に発表する。

2 成績は、学期ごとに保証人にも通知する。

3 成績評価に対して担当者に確認事項がある場合は、次の学期の履修登録期間終了までに本学の定める所定様式により申し出ることができる。

(進級・留年)

第16条 1年次から2年次及び3年次から4年次に進級するための判定基準を定め、進級が不可と判断された者は原級に留まらなければならない。

2 最終年次において学則第23条に定める卒業要件単位数及び成安造形大学履修規程(以下「本規程」という。)第17条に定める単位数を満たしていない場合は、留年とする。

3 最終年次において留年した者の内、4年以上の在学期間を超えている者については当該年度の前期又は後期のみで不足単位を取得見込みの場合、登録する学期を所定様式で申し出ることができる。この場合、成安造形大学学費等納入規程第17条にもとづき、不足する卒業要件単位修得に必要な学期の学費及び本学が徴収の委託を受けた諸会費を納付しなければならない。

(進級判定)

第16条の2 1年次から2年次への進級については、つぎの各号において定める判定基準をすべて満たさなければならない。

- (1) 領域受講指定科目（所属する領域が受講指定する専門導入科目及び芸術応用科目）の修得単位数が8単位以上であること。
  - (2) 総修得単位数が16単位以上であること。
- 2 3年次から4年次への進級については次の各号において定める判定基準をすべて満たさなければならない。
- (1) 領域受講指定科目（所属する領域が受講指定する専門導入科目及び専門基盤科目、所属する領域が受講指定する芸術応用科目）の修得単位数が44単位以上であること。
  - (2) 総修得単位数が76単位以上であること。
- 3 前項に定める3年次から4年次への進級判定基準を満たさない場合でも、在学期間が2.5年で、領域受講指定科目（所属する領域が受講指定する専門導入科目及び専門基盤科目、所属する領域が受講指定する芸術応用科目）の修得単位数が44単位以上で、総修得単位数が52単位以上である場合は、進級を可とすることができる。

（卒業判定）

第17条 卒業判定については、学則第23条および第40条に基づくものとし、卒業に必要な単位として以下の各号において定める単位を修得しなければならない。

- (1) 専門研究科目群専門研究科目より2科目10単位
- (2) 専門導入科目群専門導入科目および専門基盤科目群専門基盤科目より所属する領域が指定する科目を22科目44単位
- (3) 応用科目群芸術応用科目より所属する領域が指定する領域概論並びに領域論を5科目10単位
- (4) 社会実践科目群地域貢献・プロジェクト科目より、2科目4単位
- (5) 基礎科目群芸術基礎科目より4科目8単位
- (6) 応用科目群芸術応用科目より第17条第3号に該当する科目を除き、応用科目群の中から2科目4単位
- (7) 社会実践科目群キャリアデザイン科目より2科目以上4単位

（その他）

第18条 その他、学修に関する詳細は、履修要項に定める。

（改廃）

第19条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程に関わらず、平成23年度以前の入学者及び平成24年度、平成25年度3年次編入生に対する成績評価は下記の基準にしたがって行う。
  - A（優）：80点～100点  
学習目標の内容を理解し、修得したものと認められる優れた成績
  - B（良）：70点～79点

学習目標の根幹的な部分は理解し、修得したものと認められる妥当な成績

C（可）：60点～69点

学習目標の最低限の理解は得られたものと認められる成績

D（不可）：0点～59点

学習目標の最低限の理解が得られていないと認められる成績

#### 附 則

- 1 この規程は平成26年4月1日から改正施行する。
- 2 前項にかかわらず、第2条、第5条及び第16条については、平成26年度入学者及び平成28年度第3年次編入生から適用する。この規程は平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成26年10月24日から改正施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成28年7月29日から改正施行する。
- 2 前項にかかわらず、第14条の3については、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成29年7月28日から改正施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成28年度以前の入学生については第4条第1項に定める履修区分は以下のとおりとする。

##### 総合領域

デザインプロデュースコース

##### イラストレーション領域

イラストレーションコース

##### 美術領域

日本画コース

洋画コース

現代アートコース

##### メディアデザイン領域

写真コース

グラフィックデザインコース

アニメーション・CGコース

映像・放送コース

##### 空間デザイン領域

住環境デザインコース

プロダクトデザインコース

コスチュームデザインコース

#### 附 則

- 1 この規程は、平成29年12月22日から改正施行する。

- 2 前項にかかわらず、第2条2項並びに第17条については、平成26年度入学者及び平成28年度第3年次編入生から適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は平成30年4月1日から改正施行する。
- 2 前項にかかわらず平成29年度以前の入学生及び平成30年度3年次編入生、平成31年度3年次編入生について、第17条第7号は以下のとおりとする。  
(7) 社会実践科目群キャリアデザイン科目よりキャリアデザイン概論1並びにキャリアデザイン概論2を除き、1科目2単位
- 3 前1項にかかわらず、平成29年度の入学生及び平成30年度3年次編入生、平成31年度3年次編入生については、第4条第1項に定める履修区分は以下のとおりとする。それ以前のコース区分については従前の規定による。

#### 総合領域

デザインプロデュースコース

#### イラストレーション領域

メディアイラストコース

アートイラストコース

デジタルイラストコース

マンガ・絵本コース

アニメーションコース

3DCGコース

フィギュア・トイコース

風景イラストコース

ネイチャーイラストコース

#### 美術領域

日本画コース

洋画コース

現代アートコース

#### メディアデザイン領域

写真コース

グラフィックデザインコース

映像・放送コース

#### 空間デザイン領域

住環境デザインコース

プロダクトデザインコース

コスチュームデザインコース

#### 附 則

- 1 この規程は令和3年11月26日より改正し、令和3年4月1日から遡及して施行する。
- 2 前項にかかわらず、令和2年度以前の入学生及び令和4年度までの3年次編入生については、第4条に定める履修区分、履修方法については従前の規定を適用する。
- 3 第1項にかかわらず、第16条及び第16条の2に定める1年次から2年次への進級判定

及び判定基準については令和4年度入学生から適用する。

#### 附 則

この規程は、令和4年4月22日より改正施行し、令和4年4月1日より適用する。

#### 附 則

- 1 この規定は、令和5年4月1日より改正施行する。
- 2 前項にかかわらず、令和4年度以前の入学生、令和5年度2年次編入生及び3年次編入生、令和6年度3年次編入生については第4条第1項に定める履修区分は以下のとおりとする。

##### 総合領域

総合デザインコース

##### イラストレーション領域

メディアイラストコース

アートイラストコース

デジタルイラストコース

マンガ・絵本コース

アニメーションコース

3DCGコース

風景イラストコース

##### 美術領域

日本画コース

洋画コース

現代アートコース

##### 情報デザイン領域

写真コース

グラフィックデザインコース

映像コース

情報デザインコース

##### 空間デザイン領域

住環境デザインコース

プロダクトデザインコース

コスチュームデザインコース

##### 地域実践領域

クリエイティブ・スタディーズコース



(別表 1)

学校保健安全法施行規則第 18 条 (感染症の種類)

(1) 学校において予防すべき感染症の種類

第一種	第二種	第三種
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エボラ出血熱</li> <li>・ クリミア・コンゴ出血熱</li> <li>・ ペスト</li> <li>・ マールブルグ病</li> <li>・ ラッサ熱</li> <li>・ 急性灰白髄炎</li> <li>・ ジフテリア</li> <li>・ 痘そう</li> <li>・ 南米出血熱</li> <li>・ 重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)</li> <li>・ 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る。)</li> <li>・ 中東呼吸器症候群 (MERS)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) を除く。)</li> <li>・ 百日咳</li> <li>・ 麻しん</li> <li>・ 流行性耳下腺炎</li> <li>・ 風しん</li> <li>・ 水痘</li> <li>・ 咽頭結膜熱</li> <li>・ 結核</li> <li>・ 髄膜炎菌性髄膜炎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 腸管出血性大腸菌感染症</li> <li>・ 流行性角結膜炎</li> <li>・ 急性出血性結膜炎</li> <li>・ コレラ</li> <li>・ 細菌性赤痢</li> <li>・ 腸チフス</li> <li>・ パラチフス</li> <li>・ その他の感染症</li> </ul>

【参考】

学校保健安全法施行規則第 19 条 (出席停止の期間の基準)

- 一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- 二 第二種の感染症 (結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。
  - イ インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) 及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで。
  - ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質性製剤による治療が終了するまで。
  - ハ 麻しんにあつては、解熱した後三日を経過するまで。
  - ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
  - ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。
  - ヘ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。
  - ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消滅した後二日を経過するまで。
- 三 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある

る者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

- 五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- 六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。